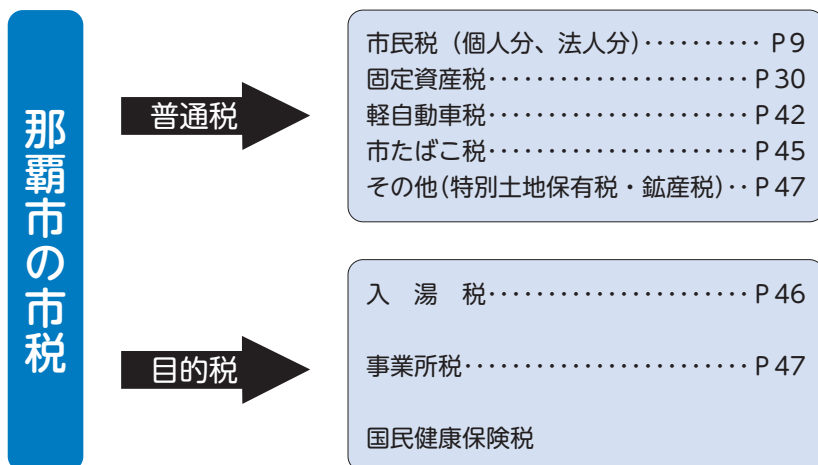


## 第3章 市税のあらまし

### 市税のあらまし

那覇市の市税には、次の9種類があります。



#### 普通税

納めていただいた税金のつかいみちが定められておらず、どのような仕事の費用にもあてることのできる税金です。

#### 目的税

納めていただいた税金のつかいみちが定められている税金です。

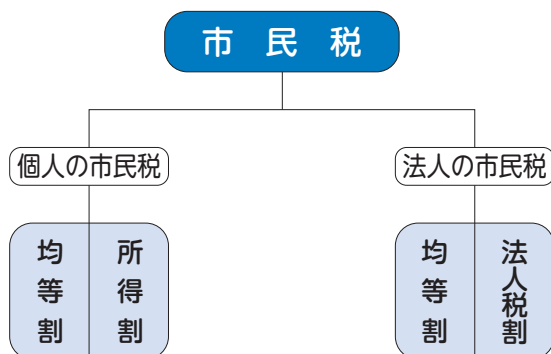
# 1 市民税

市は、市民のみなさんの日常生活と直接かかわるいろいろな仕事をしています。そのための経費は、できるだけ多くの市民に負担していただきたいと考えています。市民税は、このような市税の性格をもっともよくあらわしている代表的な税です。

この市民税には、個人の市民税と法人の市民税があり、それぞれ均等の額による均等割と、所得に応じて納める所得割（法人の場合は法人税割）の二つからなっています。

なお、個人の県民税の申告と納税は、個人の市民税とあわせて市役所で行います。

また、市民税と県民税をあわせて一般に住民税ともよんでいます。



## ◎個人の市民税

### 1. 市民税を納める人（納税義務者）

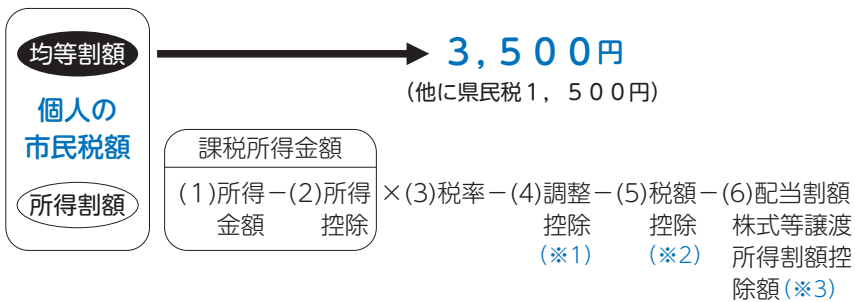
納 税 義 務 者	納めるべき税額	
	均等割額	所得割額
市内に住所がある人	○	○
市内に事務所、事業所または家屋敷がある人で、市内に住所がない人	○	—

※市内に住所があるかどうか、また事務所などがあるかどうかは、その年の1月1日現在の状況で判断されます。ただし、次に該当する人は、市民税は課税されません。

## 2. 市民税が課税されない人

均等割も所得割も課税されない人	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護法によって生活扶助を受けている人</li> <li>障害者・未成年者・寡婦・ひとり親で前年中の合計所得金額が135万円以下の人(給与収入204万4千円未満の人)</li> </ul> ※ここでいう障害者、寡婦、寡夫とは地方税第292条に規定のあるものであり、該当には要件があります。
均等割が課税されない人	<ul style="list-style-type: none"> <li>前年中の合計所得金額が次の算式で求めた額以下の人  <math>32\text{万円} \times (\text{本人} + \text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族}) + 28\text{万}9\text{千円}</math></li> <li>※同一生計配偶者と扶養親族の無い人は42万円</li> </ul>
所得割が課税されない人	<ul style="list-style-type: none"> <li>前年中の総所得金額等が次の算式で求めた額以下の人  <math>35\text{万円} \times (\text{本人} + \text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族}) + 42\text{万円}</math></li> <li>※同一生計配偶者と扶養親族の無い人は45万円</li> </ul>

## 3. 税額の計算方法と課税のしくみ



平成26年度から令和5年度までの10年間、防災事業財源確保の為、臨時の措置として個人市・県民税の均等割の標準税率が500円ずつ引き上げられます。

### 図表の※欄の注意

- (※1) 税源移譲により平成19年度課税から、住民税の比例税率化による所得税と住民税との人的控除の差による負担増を調整するため新たに「調整控除」という税額控除が設けられています。
- (※2) 税額控除には「配当控除」、「個人住民税の住宅ローン控除」や「寄附金控除」などがあります。
- (※3) 平成17年度から実施されている配当割額・株式等譲渡所得割額の税額からの控除については、平成19年度分から、その控除方法、充当方法が改正されました。県民税、市民税から控除後、控除しきれない額については年税額確定後に充当する方式に改められています。

## (1) 所得金額

所得割の税額計算の基礎は所得金額です。所得金額は、所得の種類に応じて、それぞれ前年の1月1日から12月31日までの収入金額から、その収入を得るため直接要した経費を差し引いて計算されます。

### 所得の種類と所得金額の算出方法

所得の種類			所得金額の算出方法
1	利子所得	公債、社債、預貯金などの利子	収入金額＝利子所得の金額
2	配当所得	株式や出資の配当など	収入金額－株式などの元本取得のために要した負債の利子＝配当所得の金額
3	不動産所得	地代、家賃、権利金など	収入金額－必要経費＝不動産所得の金額
4	事業所得	事業をしている場合に生じる所得	収入金額－必要経費＝事業所得の金額
5	給与所得	サラリーマンの給料など	収入金額－給与所得控除額－特定支出控除額＝給与所得の金額
6	退職所得	退職金、一時恩給など	(収入金額－退職所得控除額) × 1/2＝退職所得の金額 (※注) 特定役員退職手当等・短期退職手当等のうち300万円超の部分については、適用しません。
7	山林所得	山林を売った場合に生じる所得	収入金額－必要経費－特別控除額＝山林所得の金額
8	譲渡所得	土地などの財産を売った場合に生じる所得	収入金額－資産の取得価格などの経費－特別控除額＝譲渡所得の金額
9	一時所得	賞金、懸賞当選金、遺失物の拾得による報労金など	収入金額－必要経費－特別控除額＝一時所得の金額
10	雑所得	公的年金など	収入金額－公的年金等控除額＝公的年金等に係る雑所得の金額
		公的年金等以外で他の所得にあてはまらないもの	収入金額－必要経費＝雑所得の金額

県民税配当割額控除制度の創設により上場株式の配当所得について県民税配当割額控除額が源泉徴収されている配当については申告不要となります。(本人の選択により申告も可能です。)

#### ・給与所得控除

給与所得控除額は、収入金額に応じて次の算出方法にて計算できます。

なお給与所得の金額は、所得税法別表第5(年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表)より求めます。

#### 給与所得控除額の算出方法

収入金額	給与所得控除額
180万円以下の場合	収入金額 × 40% - 10万円 (この金額が55万円に満たない場合は55万円)
180万円超 360万円以下の場合	収入金額 × 30% + 8万円
360万円超 660万円以下の場合	収入金額 × 20% + 44万円
660万円超 850万円以下の場合	収入金額 × 10% + 110万円
850万円を超える場合	195万円 (上限)

## ・特定支出控除

給与所得者が職務上必要な経費を支出（特定支出＝通勤費、転居費、研修費、資格取得費等）した場合で、その年中の特定支出の額の合計額が給与所得控除額の2分の1を超えるときは、申告によりその超える部分を給与所得控除後の金額から差し引くことができます。

## ・公的年金等控除額

公的年金等の所得は、その収入金額から求めた公的年金等控除額を差し引いて算出することになっています。

### 公的年金等の算出方法（厚生年金・国民年金・恩給など）

$$[\text{求める所得金額} = \text{A} \times \text{B} - \text{C}]$$

年齢区分	A 公的年金等の収入金額の合計額	B 割合	C 控除額		
			公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額		
			10,000,000円まで	20,000,000円まで	20,000,001円以上
(昭和三十三年一月二日以後に生まれた人) 六十五歳未満の方	(公的年金等の収入金額の合計額が400,000円までの場合は、所得金額はゼロとなります。)				
	1,299,999円まで	100%	600,000円	500,000円	400,000円
	4,099,999円まで	75%	275,000円	175,000円	75,000円
	7,699,999円まで	85%	685,000円	585,000円	485,000円
	9,999,999円まで	95%	1,455,000円	1,355,000円	1,255,000円
	10,000,000円以上	100%	1,955,000円	1,855,000円	1,755,000円
(昭和三十三年一月一日以前に生まれた人) 六十五歳以上の方	(公的年金等の収入金額の合計額が900,000円までの場合は、所得金額はゼロとなります。)				
	3,299,999円まで	100%	1,100,000円	1,000,000円	900,000円
	4,099,999円まで	75%	275,000円	175,000円	75,000円
	7,699,999円まで	85%	685,000円	585,000円	485,000円
	9,999,999円まで	95%	1,455,000円	1,355,000円	1,255,000円
	10,000,000円以上	100%	1,955,000円	1,855,000円	1,755,000円

・所得金額調整控除

下記に該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除が控除されます。

(1) 給与等の収入金額が850万円を超え、次の1から3のいずれかに該当する場合

- 1.本人が特別障害者に該当する
- 2.年齢23歳未満の扶養親族を有する
- 3.特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する

所得金額調整控除額 = 【(給与等の収入額(1,000万円を超える場合は1,000万円) - 850万円) × 10%】

(2) 給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額があり、その合計が10万円を超えるもの

所得金額調整控除額 = 【(給与所得控除後の給与等の金額(10万円を超える場合は10万円)) + (公的年金等に係る雑所得の金額(10万円を超える場合は10万円)) - 10万円】



## (2) 所得控除

所得控除は、災害や病気治療に要した費用、配偶者・扶養親族の有無等の個人個人の事情を考慮するもので、所得金額から差し引かれます。

種 類	要 件	控 除 額
雑損控除	災害や盗難等で資産に損失を受けた場合	次の①と②のいずれが多いほうの金額 ①損失の金額－総所得金額×1/10 ②災害関連支出の金額－5万円 ※保険金等で補てんされた金額を除く
医療費控除	前年中に医療費を支払った場合	$\left( \begin{array}{l} \text{支払った金額} \\ \text{－保険料等で} \\ \text{補てんされた} \\ \text{金額} \end{array} \right) - \left( \begin{array}{l} \text{総所得金額等} \\ \text{の5\%または} \\ \text{10万円のい} \\ \text{ずれか低いほ} \\ \text{うの金額} \end{array} \right)$ (限度額 200万円)
	(医療費控除の特例) 前年中にスイッチOTC医薬品の購入に支払った額の合計が1万2千円を超える場合 ※一定の健康の保持推進及び疾病への予防取組を行っていること	$\left( \text{支払った合計額} \right) - \left( 1万2千円 \right)$ (限度額 8万8千円) ※上段の医療費控除との併用不可
社会保険料控除	前年中に社会保険料を支払った場合	支払った金額
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済法および精神または身体に障害のある者に関して実施する共済制度に基づく掛金等を支払った場合	支払った金額
生命保険料控除	生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料の支払別に計算 ①生命保険料を支払った場合 旧生命保険料のみ（平成23年12月31日以前に締結した保険契約） 15,000円まで 全額 15,001円から40,000円まで 支払保険料×1/2+7,500円 40,001円から70,000円まで 支払保険料×1/4+17,500円 70,000円を超える場合 35,000円（限度額） 新生命保険料のみ（平成24年1月1日以後に締結した保険契約） 12,000円まで 全額 12,001円から32,000円まで 支払保険料×1/2+6,000円 32,001円から56,000円まで 支払保険料×1/4+14,000円 56,000円を超える場合 28,000円（限度額）	

種 類	要 件	控 除 額						
生命保険料 控 除	<p>※新・旧の両方に支払金額がある場合は、それぞれの計算方法で算出した金額の合計額（上限額28,000円）</p> <p>※旧の支払金額が42,000円を上回る場合は、旧の計算結果のみが控除額となります。</p> <p>②個人年金保険料を支払った場合 新・旧保険料の計算方法は①と同じ</p> <p>③介護医療保険料を支払った場合 ①の新生命保険料の計算方法と同じ</p> <p>①、②、③の控除額を合計（上限額 70,000 円）</p>							
地震保険料控除	<p>※平成 18 年度税法改正により平成 20 年度より損害保険料控除は廃止となり、新たに地震保険料控除が設けられました。</p> <p>・地震保険料控除の控除額</p> <p>①支払った地震保険料の 1/2 を所得控除（限度額 2,500円）</p> <p>・長期損害保険料控除についての経過措置</p> <p>損害保険料控除の廃止にともなう経過措置として、平成 18 年末までに締結された長期損害保険に係る保険料については従前どおり、損害保険料控除を適用できます。</p> <p>②長期損害保険料（平成 18 年末までの契約分まで）のみを支払った場合</p> <table border="0"> <tr> <td>5,000 円まで</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>5,001 円から 15,000 円まで</td> <td>支払保険料 × 1/2 + 2,500円</td> </tr> <tr> <td>15,000 円を超える場合</td> <td>10,000 円（限度額）</td> </tr> </table> <p>①と②の合計額が地震保険料控除額となりますが、合計した場合でも限度額は 25,000 円となります。</p>	5,000 円まで	全額	5,001 円から 15,000 円まで	支払保険料 × 1/2 + 2,500円	15,000 円を超える場合	10,000 円（限度額）	
5,000 円まで	全額							
5,001 円から 15,000 円まで	支払保険料 × 1/2 + 2,500円							
15,000 円を超える場合	10,000 円（限度額）							
障害者控除	本人・同一生計配偶者・扶養親族が障害者の場合	<p>障害者一人につき 26 万円</p> <p>（特別障害者は30万円、扶養親族又は同一生計配偶者が同居の特別障害者の場合は53万円）</p>						
ひとり親控除	<p>現に婚姻していない方又は配偶者が生死不明などの方で次の①～③のいずれにも当てはまる場合に30万円を控除します。</p> <p>① 合計所得金額が500万円以下であること</p> <p>② 総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子（他者の同一生計配偶者、扶養親族にされている者を除く）がいること</p> <p>③ 事実上婚姻関係と同様の事情があると認められる者がいないこと</p>							
寡婦控除	<p>上記の「ひとり親控除」に当たらない方で、次の①～③のいずれにも当てはまる場合に26万円を控除します。</p> <p>① 合計所得金額が500万円以下であること</p> <p>② 以下のいずれかに該当すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆夫と死別した後婚姻をしていない方又は夫が生死不明などの方</li> <li>◆夫と離婚した後婚姻をしていない方で、扶養親族を有する方</li> </ul> <p>③ 事実上婚姻関係と同様の事情があると認められる者がいないこと</p>							



種 類	要 件	控 除 額			
勤労学生控除	合計所得金額が75万円以下で給与所得等があり、給与所得等以外の所得が10万円以下の場合	26万円			
配偶者控除	納税義務者の合計所得金額が1,000万円以下かつ配偶者の合計所得金額が48万円以下の場合	納税者本人の合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1000万円以下
		控除対象配偶者	33万	22万	11万
		老人控除対象配偶者	38万	26万	13万
扶養控除	生計を一にする親族でその合計所得金額が48万円以下の者を有する場合	一般の扶養親族……………33万円 19歳以上23歳未満の扶養親族……………45万円 70歳以上の扶養親族……………38万円 70歳以上で同居の父母等の扶養親族…45万円 ※16歳未満の扶養親族は扶養控除対象外			
配偶者特別控除	前年の合計所得金額が1,000万円以下の人は、下表のとおり控除されます。				
	配偶者が控除対象配偶者でない場合	配偶者の合計所得金額	納税者本人の合計所得金額		
			900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1000万円以下
		48万円超 100万円以下	33万	22万	11万
		100万円超 105万円以下	31万	21万	11万
		105万円超 110万円以下	26万	18万	9万
		110万円超 115万円以下	21万	14万	7万
		115万円超 120万円以下	16万	11万	6万
		120万円超 125万円以下	11万	8万	4万
		125万円超 130万円以下	6万	4万	2万
130万円超 133万円以下		3万	2万	1万	
133万円超	0	0	0		
基礎控除	納税者の合計所得金額		控除額		
	2,400万円以下		43万円		
	2,400万円超 2,450万円以下		29万円		
	2,450万円超 2,500万円以下		15万円		
	2,500万円超		0円		

※年齢については、前年の12月31日の現況によります。

### (3) 所得割の税率

国（所得税）から地方（個人住民税）への税源移譲を実現するため、平成 19 年度課税から市民税、県民税の総合分の所得割の税率は 6%、4%の比例税率となっています。

市民税の税率	県民税の税率
一律に 6%	一律に 4%

[注] 土地建物等の分離譲渡所得、株式等の譲渡所得などの場合は別途、税率を定めています。

### (4) 調整控除

比例税率の実施にともない、所得税と住民税との人的控除の差による負担増を調整するため、住民税所得割額から以下の額を減額する調整控除が設けられています。納税者の合計所得金額が2,500万円以下の場合に控除されます。

市民税の調整控除	県民税の調整控除
①課税所得金額が 200 万円以下の者 下記イとロのいずれか小さい金額の 3% イ：人的控除の差の合計額 ロ：個人住民税の課税所得金額 ②課税所得金額が 200 万円超の者 {人的控除の差の合計額 - (課税所得金額 - 200 万円)} × 3%  但し、{人的控除の差の合計額 - (課税所得金額 - 200 万円)} の値が 5 万円を下回る場合は 5 万円 × 3% (1,500 円)	①課税所得金額が 200 万円以下の者 下記イとロのいずれか小さい金額の 2% イ：人的控除の差の合計額 ロ：個人住民税の課税所得金額 ②課税所得金額が 200 万円超の者 {人的控除の差の合計額 - (課税所得金額 - 200 万円)} × 2%  但し、{人的控除の差の合計額 - (課税所得金額 - 200 万円)} の値が 5 万円を下回る場合は 5 万円 × 2% (1,000 円)

### (5) 配当控除

主な税額控除には「調整控除」以外にも「配当控除」、「個人住民税の住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）」、「外国税額控除」などがあります。配当控除に該当する配当所得がある場合の控除の割合は以下のとおりです。

	課税総所得金額、上場株式等に係る課税配当所得の金額、土地等に係る課税事業所得等の金額、課税長期（短期）譲渡所得金額、株式等に係る課税譲渡所得等の金額及び先物取引に係る課税雑所得等の金額の合計額	1,000 万円以下の場合		1,000 万円を超える場合			
				1,000 万円以下の部分		1,000 万円超の部分	
		市町村 民 税	道府県 民 税	市町村 民 税	道府県 民 税	市町村 民 税	道府県 民 税
配 当 控 除	剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、金銭の分配、特定株式投資信託の収益の分配	1.6%	1.2%	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
	特定株式投資信託以外の証券投資信託の収益の分配（一般外貨建等証券投資信託の収益の分配を除く）	0.8%	0.6%	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
	一般外貨建証券投資信託の収益の分配	0.4%	0.3%	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

## (6) 個人住民税の住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）

住宅借入金控除は、平成21年1月から令和7年12月末までの入居者について、所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税において控除しきれなかった額がある場合、申告により、10年間、控除限度額の範囲内で翌年度の個人住民税（所得割）から控除するものです。

また、令和4年度から適用される税制改正により、特別特定取得に該当する場合は、控除期間が13年とする特例が延長され、令和3年1月1日から令和4年12月31日までの間に入居した方も対象となりました。

対象者と控除額については、次表のとおりです。

個人住民税の住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）	対象者	平成21年から令和7年12月までに入居し、所得税の住宅ローン控除の適用があり、かつ、所得税から控除しきれない額がある方。
	控除額	次の1又は2のいずれか小さい額 1 所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税から控除しきれなかった額 2 所得税の課税総所得金額等の額の100分の5に相当する額（最高97,500円） （平成26年4月から令和4年12月までの入居で、かつ特定取得（※）に該当する場合は、所得税の課税総所得金額等の額の100分の7に相当する額（最高136,500円））

※特定取得とは、住宅の取得等の対価の額または費用の額に含まれる消費税額等が、8%又は10%の税率により課されるべき消費税額等である場合における住宅の取得等をいいます。

※特別特定取得とは、住宅の取得等の対価の額または費用の額に含まれる消費税額等が、10%の税率により課されるべき消費税額等である場合におけるその住宅の取得等をいいます。

## (7) 寄附金控除

個人住民税で寄附金控除の対象となる寄附金は、地方公共団体（都道府県・市区町村）に対する寄附金、都道府県共同募金会（課税住所地のものに限る）に対する寄附金、日本赤十字社支部への寄附金（課税住所地のものに限る）のみであり範囲が狭いものですが、これを所得税の寄附金控除対象の範囲内で住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の都道府県・市区町村が条例で定めるものは対象となります。

※なお、寄附金税額控除額の計算式については表のとおりです。



# 市県民税の計算をしてみましょう！

那覇太郎さん（会社員）家族の場合

家族構成及び令和4年中の収入と支出

夫（昭和45年10月10日生まれ）	
不動産所得	1,000,000円
給与収入額	3,000,000円
支払社会保険料額	156,000円
新生命保険料額	255,000円
妻（昭和49年12月12日）	所得なし
長男（平成16年6月5日）	所得なし
長女（平成21年3月3日）	所得なし

●給与所得の計算

$$\begin{array}{r}
 \text{(給与収入)} \\
 3,000,000 \text{円}
 \end{array}
 -
 \begin{array}{r}
 \text{(給与所得控除)} \\
 980,000 \text{円}
 \end{array}
 =
 \begin{array}{r}
 \text{(給与所得)} \\
 2,020,000 \text{円}
 \end{array}$$

$$\begin{array}{r}
 \text{(給与所得)} \\
 2,020,000 \text{円}
 \end{array}
 +
 \begin{array}{r}
 \text{(不動産所得)} \\
 1,000,000 \text{円}
 \end{array}
 =
 3,020,000 \text{円} \cdots \textcircled{1}$$

●所得控除

社会保険料	156,000円	生命保険料控除	28,000円
配偶者控除	330,000円	扶養控除	330,000円
		(16歳未満の扶養親族は扶養控除対象外)	
配偶者特別控除	0円	基礎控除	430,000円
所得控除計			1,274,000円 $\cdots\textcircled{2}$

●課税所得金額 (①-②)  $\cdots\cdots\cdots$  1,746,000円 $\cdots\textcircled{3}$

●税額控除前所得割額

[市民税]	[県民税]
1,746,000円	1,746,000円
$\times \frac{6}{100}$	$\times \frac{4}{100}$
104,760円	69,840円

●調整控除額

課税所得は200万円以下で、  
 人的控除の所得税との差の合計は15万円（配偶者控除5万円 + 扶養控除5万円 + 基礎控除5万円）となるので計算は

[市民税の調整控除額]	[県民税の調整控除額]
150,000円	150,000円
$\times \frac{3}{100}$	$\times \frac{2}{100}$
4,500円	3,000円

●所得割額 市民税 $\cdots\cdots$ 104,760円 - 4,500円 = 100,260円  
 県民税 $\cdots\cdots$ 69,840円 - 3,000円 = 66,840円 } $\textcircled{4}$

●均等割額 市民税 $\cdots\cdots$ 3,500円  
 県民税 $\cdots\cdots$ 1,500円 } $\textcircled{5}$

●市・県民税額 (④+⑤)

100,200円 (百円未満端数切捨)	66,800円 (百円未満端数切捨)
+ 3,500円	+ 1,500円
103,700円	68,300円

+ = 172,000円

## 4. 市民税の申告と納税の方法

### (1) 市民税の申告

1月1日現在市内に住所のある人は、3月15日までに前年中の所得等を市役所へ申告しなければなりません。

ただし、次に該当する人は申告の必要はありません。

- ア. 給与所得のみで、勤め先から市に給与支払報告書が提出された人
- イ. 公的年金等にかかる所得のみの人  
(ただし、扶養控除等の諸控除を受けようとする人は申告してください。)
- ウ. 所得税の確定申告書を提出した人

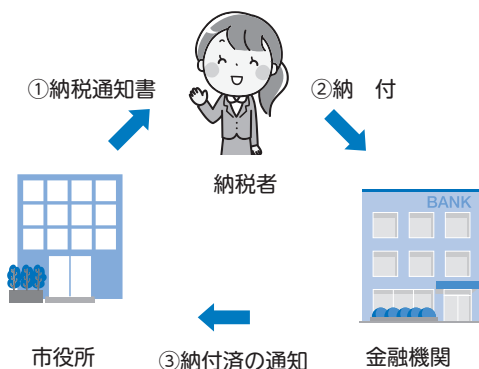


※国民健康保険に加入している人や市営住宅に入居中の人又は所得証明が必要な人は、所得の有無にかかわらず申告してください。

### (2) 納税の方法

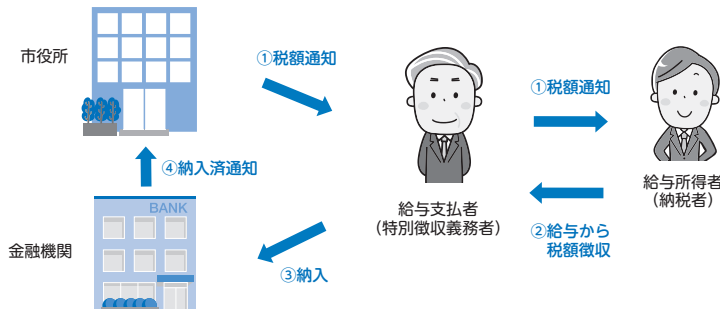
#### ●普通徴収

事業所得者などの場合は、市から前述の申告に基づき計算された税額が納税通知書により通知され、納税者本人が通常年4回（6月、8月、10月、翌年1月）に分けて納めていただくことになっています。これを普通徴収といいます。



### ●給与所得に係る特別徴収

給与所得者は、会社などの給与の支払者（特別徴収義務者といいます。）が年税額を課税年度の6月から翌年の5月までの12か月で徴収し、これを翌月の10日までに納めていただくことになっています。これを給与所得に係る特別徴収といいます。



### ●年の途中で退職した場合の徴収

給与所得者が退職し給与の支払いを受けなくなったときは、次の場合を除き、その翌月以後の残った税額を、普通徴収の方法で納めることになります。

- ・再就職先で引き続き特別徴収を申し出た場合
- ・6月1日から12月31日までの間に退職した人で、残った税額を退職金や給与などから一括して特別徴収されることを申し出た場合
- ・翌年1月1日から4月30日までの間に退職した人で、残った税額を超える退職金や給与がある場合（この場合、本人の申し出がなくても残った税額は原則一括徴収されます。）

### ●公的年金等に係る所得の特別徴収（平成21年度課税から実施。）

平成20年度税法改正により平成21年度課税から、国民年金や厚生年金、共済年金等の公的年金に係る所得については、介護保険料の公的年金からの天引き制度と同じく支給される年金から個人住民税が特別徴収されることになりました。（徴収方法の変更のみであり、年税額が変わるものではありません。）

対象となるのは4月1日時点で満65歳以上の公的年金を受給している方ですが、年金受給額が年額18万円に満たない方、なんらかの理由で介護保険料の年金天引きがなされていない方等は対象とはなりません。

また、介護保険料の年金天引き制度では遺族年金や障害年金も天引きの対象となりますが、個人住民税の算定においては、それら年金は非課税所得となりますので税額の算定に利用されたり、特別徴収の対象となることはありません。

開始初年度は公的年金に係わる個人住民税（市・県民税）の2分の1の額を納付書（又は口座振替）で納めてもらい、残りの2分の1の税額を10月、12月、2月支給の年金から特別徴収（天引き）することになります。

また、翌年度の公的年金に係わる住民税については、前年度の年金所得に係る税額の2分の1に相当する額を3で割った金額が4月、6月、8月支給の年金から仮徴収として差引きます。6月以降に翌年度の税額が確定した後、その差額の調整は10月支給以降の年金からの天引き額で調整されます。

## 5. 所得割額の計算の特例

### 土地・建物等の譲渡所得

ア 土地、建物等の資産を譲渡した場合の所得は、他の所得と分離して税額の計算を行います。

(ア)長期譲渡所得と短期譲渡所得

譲渡した資産の所有期間により、長期譲渡所得と短期譲渡所得に区分されます。

区 分	所 有 期 間
長期譲渡所得	譲渡した年の1月1日において所有期間が5年を超えるとき
短期譲渡所得	譲渡した年の1月1日において所有期間が5年以下のとき

(イ)譲渡所得に係る税額の計算

収入金額－資産取得費－譲渡の費用＝譲渡益

譲渡益－特別控除額＝譲渡所得金額

譲渡所得金額×税率＝譲渡所得の税額

(ウ)特別控除額

主なものは次のとおりです。

譲 渡 所 得 の 内 容	控 除 額
取用などによる資産の譲渡	5,000万円
自己の居住用財産の譲渡	3,000万円
特定土地区画整理事業等での譲渡	2,000万円
特定住宅地造成事業等での譲渡	1,500万円
農地保有合理化等のための農地等の譲渡	800万円
低未利用地等の譲渡	100万円

※ケースによって控除額が変わることがあります。

イ 短期譲渡所得の税額算出方法

譲渡所得金額 × 市民税 5.4%

県民税 3.6%

ウ 特定の短期譲渡所得(国等への譲渡)の税額算出方法

譲渡所得金額 × 市民税 3.0%

県民税 2.0%

エ 一般の長期譲渡所得の税額算出方法

譲渡所得金額 × 市民税 3.0%

県民税 2.0%

オ 国や地方公共団体等に優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の税額算出方法

(ア)譲渡所得金額が2,000万円以下の場合

譲渡所得金額 × 市民税 2.4%

県民税 1.6%

(イ)譲渡所得金額が2,000万円を超える場合

$$\left( \begin{array}{l} \text{市民税 } 48\text{万円} \\ \text{県民税 } 32\text{万円} \end{array} \right) + \left\{ \begin{array}{l} \text{譲渡所得金額} \\ -2,000\text{万円} \end{array} \right\} \times \left( \begin{array}{l} \text{市民税 } 3.0\% \\ \text{県民税 } 2.0\% \end{array} \right)$$

※なお、(ア)の軽減税率は前述の(ア)の(ウ)の特別控除の適用をした場合は原則適用されない。(10年以上所有の居住用財産である場合は例外あり。)



	<p>カ 居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の税額算出方法                  (ア)譲渡所得金額が6,000万円以下の場合  <math display="block">\text{譲渡所得金額} \times \begin{cases} \text{市民税} &amp; 2.4\% \\ \text{県民税} &amp; 1.6\% \end{cases}</math>                 (イ)譲渡所得金額が6,000万円を超える場合  <math display="block">\left( \begin{matrix} \text{市民税} &amp; 144\text{万円} \\ \text{県民税} &amp; 96\text{万円} \end{matrix} \right) + \left\{ \left( \begin{matrix} \text{譲渡所得金額} \\ -6,000\text{万円} \end{matrix} \right) \times \left( \begin{matrix} \text{市民税} &amp; 3.0\% \\ \text{県民税} &amp; 2.0\% \end{matrix} \right) \right\}</math>                 なお、一定の要件に該当する居住用財産を譲渡し、新たに居住用財産を購入した場合等には、特別控除3千万円及び上記のカの税額の算出方法に代えて「居住用財産の買換えの特例」を受けることができます。                  ※平成16年度税法改正により平成17年度課税分より土地等の長期譲渡所得に係る100万円の特別控除が廃止になりました。また、土地等の長期譲渡所得又は土地等の短期譲渡所得の計算上生じた損失の金額は土地等の譲渡による所得以外の所得との通算及び翌年度以降への繰越が原則として認められなくなりました。(特定の居住用財産の場合の特例で認められる場合もあります。)</p>															
<p>退職所得</p>	<p>退職金や一時給金などに対する所得割額は、次のとおり計算され、退職金などの支払いを受けるときに差し引かれることとなります。                  (退職手当等の収入金額－退職所得控除額)×1/2×税率                  (※注) 特定役員退職手当等・短期退職手当等のうち300万円超の部分については、×1/2の適用はありません。                  税法改正により平成19年1月1日以降の退職分から、税率は一律に市民税6%、県民税4%となっています。</p> <p>[退職所得控除額]</p> <table border="1" data-bbox="292 869 994 975"> <thead> <tr> <th>勤続年数</th> <th>控 除 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20年以下の場合</td> <td>40万円×勤続年数(80万円に満たないときは、80万円)</td> </tr> <tr> <td>20年を超える場合</td> <td>70万円×(勤続年数－20年)＋800万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※障害者になったことによって退職した場合には、上の表で算出した控除額に100万円を加算した金額が控除されます。</p>	勤続年数	控 除 額	20年以下の場合	40万円×勤続年数(80万円に満たないときは、80万円)	20年を超える場合	70万円×(勤続年数－20年)＋800万円									
勤続年数	控 除 額															
20年以下の場合	40万円×勤続年数(80万円に満たないときは、80万円)															
20年を超える場合	70万円×(勤続年数－20年)＋800万円															
<p>株式等の譲渡所得等</p>	<p>特定上場株式等の譲渡に係る所得について、所得税と異なる課税方式を選択できます。</p> <p>選択できる課税方式と税率等</p> <table border="1" data-bbox="292 1153 994 1385"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>税率</th> <th>譲 渡 割 税 額 控 除</th> <th>上場株式等に係る配当所得等(申告分離)との損益通算</th> <th>一般株式等に係る譲渡所得との損益通算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>申告分離課税</td> <td>市民税3% 県民税2%</td> <td>あり</td> <td>できる</td> <td>できない</td> </tr> <tr> <td>申告不要制度適用</td> <td>5% (特別徴収)</td> <td>なし</td> <td>できない</td> <td>できない</td> </tr> </tbody> </table> <p>ア 特定上場株式等の譲渡所得の場合(平成26年1月1日以降の譲渡)                  譲渡所得の金額 × 上記区分の税率</p>	区分	税率	譲 渡 割 税 額 控 除	上場株式等に係る配当所得等(申告分離)との損益通算	一般株式等に係る譲渡所得との損益通算	申告分離課税	市民税3% 県民税2%	あり	できる	できない	申告不要制度適用	5% (特別徴収)	なし	できない	できない
区分	税率	譲 渡 割 税 額 控 除	上場株式等に係る配当所得等(申告分離)との損益通算	一般株式等に係る譲渡所得との損益通算												
申告分離課税	市民税3% 県民税2%	あり	できる	できない												
申告不要制度適用	5% (特別徴収)	なし	できない	できない												

	<p>イ 一般株式等の譲渡所得の場合（分離申告のみ）  <math>\text{譲渡所得の金額} \times \text{市民税 3.0\%}</math>  <math>\text{県民税 2.0\%}</math></p> <p>【留意点】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 所得税と住民税で課税方式を変更される方は、納税通知書が送達される日までに、確定申告とは別に市への申告（所定の様式・添付書類要）が必要です。</li> <li>2. 申告分離課税を選択した場合、（配偶者・扶養）控除等の適用、非課税判定や国民健康保険料算定等の基準となる所得に含まれます。</li> </ol> <p>※ 留意点1. 2については、以下の上場株式等の配当所得の場合にも同様です。</p>																				
<p>上場株式等の配当所得</p>	<p>上場株式等の配当所得について、所得税と異なる課税方式を選択できます（29年度税制改正による）。</p> <p>選択できる課税方式と税率等</p> <table border="1" data-bbox="243 598 947 900"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>税率</th> <th>配当控除の適用</th> <th>配当割税額控除の適用</th> <th>上場株式等に係る譲渡損失等との損益通算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合課税</td> <td>市民税6% 県民税4%</td> <td>あり</td> <td>あり</td> <td>できない</td> </tr> <tr> <td>申告分離課税</td> <td>市民税3% 県民税2%</td> <td>なし</td> <td>あり</td> <td>できる</td> </tr> <tr> <td>申告不要制度適用</td> <td>5% (特別徴収)</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>できない</td> </tr> </tbody> </table> <p>配当所得の金額 <math>\times</math> 上記区分の税率</p>	区分	税率	配当控除の適用	配当割税額控除の適用	上場株式等に係る譲渡損失等との損益通算	総合課税	市民税6% 県民税4%	あり	あり	できない	申告分離課税	市民税3% 県民税2%	なし	あり	できる	申告不要制度適用	5% (特別徴収)	なし	なし	できない
区分	税率	配当控除の適用	配当割税額控除の適用	上場株式等に係る譲渡損失等との損益通算																	
総合課税	市民税6% 県民税4%	あり	あり	できない																	
申告分離課税	市民税3% 県民税2%	なし	あり	できる																	
申告不要制度適用	5% (特別徴収)	なし	なし	できない																	
<p>先物取引所得</p>	<p>先物取引所得の税額算出方法  <math>\text{先物取引所得金額} \times \text{市民税 3.0\%}</math>  <math>\text{県民税 2.0\%}</math></p>																				

## Q & A 質問にお答えします

### ★1月20日に引っ越ししたが、市民税の支払い先は？

**Q** 私は、令和5年1月20日に那覇市から糸満市へ引っ越ししました。ところが、令和5年6月に那覇市から令和5年度分の市民税の納税通知書が送られてきました。私の令和5年度分の市民税は、現在住んでいる糸満市に納めるのではないのでしょうか？

**A** 個人の市民税は、毎年1月1日現在住んでいた市町村が、その年度の住民税を課税し徴収するしくみになっています。あなたは令和5年1月1日時点では那覇市に住所がありましたので、令和5年度分の市民税は那覇市に納めていただくことになります。

### ★退職した翌年にも市民税が！・・・二重払いになるのでは？

**Q** 私は、令和4年10月に会社を退職しました。退職した時に退職金から市民税を天引きされましたが、今年の6月に令和5年度分の納税通知書が送られてきました。二重払いになるのではないのでしょうか？

**A** 退職時に天引きされた市民税は、退職金に対するもので、退職金から天引きされ、会社を通して那覇市に納められました。  
一方、退職金以外の所得、つまり会社に勤務していた令和4年1月から10月までの給料やボーナスなどの収入は、令和4年中の所得となり翌年の令和5年度分の課税対象となります。したがって二重払いになることはありません。

### ★妻のパート収入110万円、配偶者控除と配偶者特別控除は？

**Q** 私の妻は、パートで110万円の給与収入がありました。この場合、配偶者控除や配偶者特別控除の対象になるのでしょうか？

**A** 配偶者控除の対象は、配偶者の所得金額が48万円以下かどうかで決まります。  
おたずねのケースでは所得金額が55万円（110万円－55万円）となりますので、配偶者控除は該当しません。一方、配偶者特別控除は、配偶者の所得金額が48万円超から133万円以下を基準に判定しますので控除の対象となります。

## ★那覇市民ではないのに、市民税の納税通知書が？

**Q** 私は那覇市内で飲食店を営業していますが、住民登録は浦添市にありそこで市民税を払っています。にもかかわらず、那覇市からも市民税の納税通知書が届きました。私の市民税は浦添市に支払っているのに那覇市への支払いはいしなくてよいのではないのでしょうか。

**A** 個人の市民税の対象要件は①市内に住所のある人②市内に事務所、事業所または家屋敷がある人の両者です。

あなたの場合は、②にあたりますので均等割は課税されます。ただし、所得割はかかりません。

## ★税金の滞納を続けるとどうなるの？

**Q** 私は個人的な事情で税金の未納が続いています。

市から届いた督促状には、延滞金や滞納処分のことが書かれていますが、このまま滞納しているとどうなりますか。

**A** 市税が納期限までに納まっていないと、①督促状を出す②催告書を送付したり、電話により納税を促す③財産調査を行う④税を納める力があるにもかかわらず滞納を続けている場合にはその人の財産を差押えする。さらに滞納が続くと⑤公売して市税を確保するなどの手順で市税の徴収をすすめています。

市では、病気や失業などのやむをえない事情で納税できない人を対象に、納税相談を行っています。相談内容や事情によって、差押えを免れたり、相談後の延滞金の減免、分割納付など納税者の立場にたった相談に応じています。

税金は納期限までに納めてね！



## ◎法人の市民税

法人市民税は、市内に事務所、事業所（以下「事務所等」という。）を有する法人等にかかる税金です。税額は、法人の資本金と従業者数によって決まる「均等割額」と、法人の収益に応じて算定された法人税額（国税）を基礎に算出する「法人税割額」との合計です。

### 1. 納税義務者

納税義務者	均等割	法人税割
市内に事務所等を有する法人	○	○
市内に寮、宿泊所、クラブ等（以下「寮等」という。）を有する法人で市内に事務所等を有しないもの	○	△
市内に事務所等を有する個人で、法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課されるもの	△	○

### 2. 税額

#### (1) 均等割の税率（年額）

均等割額は、法人の資本金等の額と市内にある事務所等の従業者数に応じて課税されます。

「資本金等の額※1」と「資本金に資本準備金を加えた額」のいずれか大きい額※2	市内の従業者数の合計	
	50人以下	50人超
資本金等の額が50億円を超える法人	41万円	300万円
資本金等の額が10億円を超え50億円以下の法人	41万円	175万円
資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人	16万円	40万円
資本金等の額が1千万円を超え1億円以下の法人	13万円	15万円
資本金等の額が1千万円以下の法人	5万円	12万円
上記以外の法人等	5万円	

※1 法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額または同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額に、地方税法第292条第1項第4号の5による調整を行った額

※2 平成27年3月31日以前に開始する事業年度については法人税法に規定する（連結個別）資本金等の額

※ 事業年度の途中で新設または廃止され、事務所等を有した期間が12か月に満たない場合は月割により算定します。

$$\text{均等割額} = \frac{\text{事務所等を有していた月数}}{12 \text{ か月}} \times \text{税率（年額）}$$

## (2) 法人税割の税率

法人税割は法人税額(国税)を課税標準とし、これに法人税割の税率を乗じて計算します。

那覇市の税率については、令和元年10月1日以後に開始する事業年度から次表のとおり変わりました。

税率の適用時期	税率
平成26年10月1日以後に開始する事業年度	9.7%
令和元年10月1日以後に開始する事業年度	6.0%

$$\text{法人税割額} = \text{法人税額 (国税)} \times \text{税率}$$

ただし、那覇市以外にも事務所等をもつ法人は、次の計算式により従業者数の割合によって分割した法人税割額を算出します。

$$\text{法人税割額} = \frac{\text{法人税額 (国税)}}{\text{全従業者数}} \times \text{那覇市内の従業者数} \times \text{税率}$$

## 3. 申告と納付の方法

法人市民税は、納税義務者である法人等が自ら税額を計算して申告期限までに申告するとともに、その申告した税額を納めていただくことになっています。

申告区分	申告期限	納付税額
予定申告	事業年度開始の日以後6か月を経過した日から2か月以内	均等割額(年額×事業年度開始の日以後6か月間に事務所等を有していた月数÷12)と法人税割額(前事業年度の法人税割額×6÷前事業年度の月数)の合計額
仮決算による中間申告		均等割額(年額×事業年度開始の日以後6か月間に事務所等を有していた月数÷12)と、その事業年度開始の日以後6か月の期間を1事業年度とみなして計算した法人税額を課税標準として計算した法人税割額の合計額
確定申告	事業年度終了の日の翌日から原則として2か月以内	申告納付額は、確定申告にかかる均等割額と法人税割額との合計額。ただし、当該事業年度についてすでに中間(予定)申告を行った税額がある場合には、その額を差し引いた額

## 4. 法人等の設立(設置)・変更届

市内に法人等を設立または新たに事務所等を設置したり、届出事項に変更があった場合には、届出が必要です。

届の種類	届出内容	添付書類
法人等の設立(設置)届	市内に法人等を設立または事務所等や寮等を新たに設置したとき	登記事項証明(履歴事項全部証明)、規約または規則、定款(写し可)
法人等の変更(異動)届	法人等の名称、代表者、本店・支店等の住所、資本金、事業年度、支店等の廃止、休業、解散、清算結了、合併等、届出事項に変更があったとき	登記事項証明(履歴事項全部証明)、定款、議事録、合併契約書等の変更内容が確認できるもの(写し可)

本市の法人市民税の申告および設立・設置届、変更(異動)届は、地方税ポータルシステム(eLTAX:エルタックス)を利用して、インターネットでも行うことができますので、是非ご利用ください。(7ページ参照) 大法人(資本金が1億円超の法人等)は、令和2年4月1日以後に開始する事業年度分から、電子申告が義務付けられています。

## 2 固定資産税

固定資産税は、土地、家屋、償却資産（これらを総称して「固定資産」といいます。）の所有者が、その価格に応じて納める税です。

### 1. 固定資産税を納める人（納税義務者）

毎年1月1日（これを「賦課期日」といいます。）現在、市内に固定資産を所有している人です。具体的には、次のとおりです。

土地	登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者
家屋	登記簿又は家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者
償却資産	償却資産課税台帳に所有者として登録されている者

ただし、所有者として登記（登録）されている人が賦課期日前に死亡している場合等には、賦課期日現在で、その土地、家屋を現に所有している人（相続人等）が納税義務者となります。

### 2. 税額の出し方

固定資産を評価し、その価格（評価額）を決定



決定した価格をもとに課税標準額を算定



課税標準額 × 税率(1.4%) = 税額

#### (1) 固定資産の価格

価格は、総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づいて固定資産を評価し、市長がその価格を適正な時価として決定します。

土地	売買実例価額から求める正常売買価格に基づいて、適正な時価を決定します。 なお、宅地については平成6年度の評価替えから地価公示価格等の7割程度で評価しています。
家屋	再建築価格（課税の対象になった家屋と同一のものを建てた場合における建築費用）をもとに建築後の年数の経過による補正を行って決定します。 なお、以上によって求めた価額が評価替え前の価額を超えることとなる場合は、評価替え前の価額に据え置かれます。
償却資産	取得価額をもとにその取得後の経過年数に応じる減価を考慮して決定します。

## (2) 課税標準額

課税標準額とは、税額を求めるために税率を掛けるものをいい、原則として、固定資産の価格が課税標準額となります。なお、住宅用地に係る課税標準の特例措置や土地に係る負担調整措置が適用される場合の土地の課税標準額は、その価格よりも低く算定されます。

## (3) 評価替え

土地と家屋の評価額は、3年に一度評価替えを行います。直近では、令和3年度が評価替えの基準年度でした。基本的にはこの基準年度の価格が3年間据え置かれますが、この3年の間に土地の利用状況が変わったり、家屋の増改築などをした場合には、新たに評価を行い価格を決定します。また、土地については地価の下落があると認められる時には、基準年度以外でも評価額の引き下げを行います。

償却資産は毎年評価します。

## (4) 土地価格等縦覧帳簿・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

固定資産税は、課税台帳に登録されている内容（所有者や価格など）に基づいて課税されます。

固定資産税の納税者が他の固定資産の評価額との比較を通じて自己の固定資産の評価額が適正かどうかを判断していただくために、毎年4月1日から4月20日又は当該年度の最初の納期限の日のいずれか遅い日までの期間、土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧を行っています。

なお、課税台帳に登録された価格について不服がある場合は、納税通知書の交付を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、那覇市固定資産評価審査委員会に審査の申出をすることができます。

また、価格（評価額）以外の記載事項に不服がある場合には、審査請求を納税通知書の交付を受けた日の翌日から起算して3か月以内に市長にすることができます。

審査の決定に不服がある場合には、訴訟を提起することができます。

## (5) 償却資産の申告制度

那覇市内で事業を行っている償却資産の所有者は、毎年1月1日現在の償却資産の状況を1月31日までに、市に申告しなければなりません。これに基づき、毎年評価し、その価格を決定します。

## (6) 免税点

那覇市内に同一人が所有する土地、家屋、償却資産のそれぞれの課税標準額が次の金額に満たない場合は、固定資産税は課税されません。

土地  
30万円

家屋  
20万円

償却資産  
150万円



### (7) 納税の時期と方法

市役所から送られてくる納税通知書により、年4回に分けて納めていただくことになっています。

納期は、例年4月、7月、12月、翌年2月です。

※納税通知書に、課税内容が確認できるよう課税資産の内訳（課税物件明細書等）を記載しています。

### (8) 納税管理人の申告

市外に居住している納税義務者は、納税に関する一切の事務を処理してもらうため、那覇市内に居住している人を納税管理人として定め、市に申告しなければなりません。

## 3. 課税のしくみ

### ■土地に対する課税

固定資産評価基準に基づき、地目別に定められた評価方法により評価し、価格を決定します。

地 目・・・田、畑（併せて農地といいます。）、宅地、山林、原野、雑種地等。評価上の地目は、土地登記簿上の地目にかかわらず、その年の1月1日（賦課期日）の現況の地目によります。

地 積・・・原則として登記簿に登録されている地積によります。

### (1) 住宅用地に対する課税標準の特例

住宅用地については、税負担を特に軽減する必要から、固定資産の価格より低い値を課税標準額とする特例措置があります。

#### ・特例措置の対象となる住宅用地の面積

住宅用家屋の敷地面積に下表の「住宅用地の率」を乗じて求めますが、家屋の延床面積の1.0倍までの面積が上限となっています。

家 屋	居住部分の割合	住宅用地の率
イ 専用住宅	全 部	1.0
ロ ハ以外の併用住宅	4分の1以上2分の1未満	0.5
	2分の1以上	1.0
ハ 地上5階以上の 耐火建築物である 併用住宅	4分の1以上2分の1未満	0.5
	2分の1以上4分の3未満	0.75
	4分の3以上	1.0

※「専用住宅」とは、もっぱら居住の用に供する家屋をいい、「併用住宅」とは、その家屋の一部が居住の用に供されている家屋をいいます。たとえば、1階が店舗で2階が住居となっている家屋などが併用住宅に該当します。

※「居住部分の割合」は、家屋の延床面積に対する居住部分の床面積の割合をいいます。

## (2) 住宅用地の区分及び軽減割合

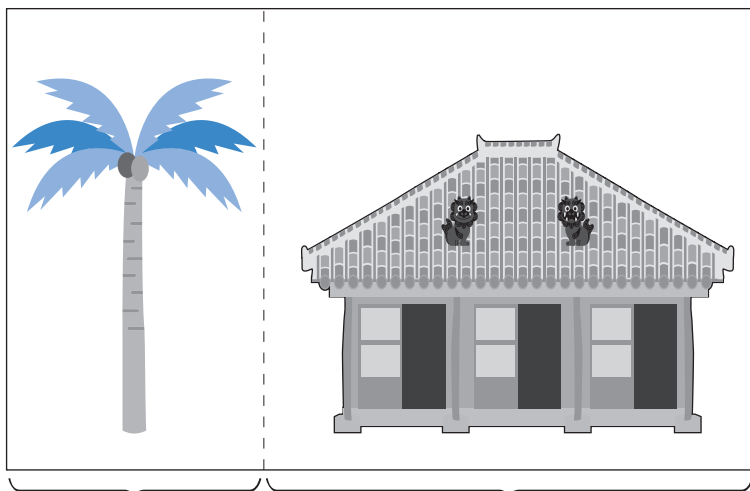
住宅用地は「小規模住宅用地」と「一般住宅用地」に区分され、その区分によって税負担が異なります。

### ア. 小規模住宅用地

住宅一戸あたり200㎡以下の敷地面積の住宅用地をいいます。  
課税標準額は、固定資産の価格の6分の1です。

### イ. 一般住宅用地

小規模住宅用地以外の住宅用地をいいます。たとえば、一戸建て住宅で300㎡の住宅用地であれば、200㎡が小規模住宅用地で、残り100㎡が一般住宅用地となります。  
課税標準額は、固定資産の価格の3分の1です。



100㎡分が一般住宅用地

200㎡分が小規模住宅用地

### <住宅用地に関する申告についてのお願い（土地）>

次に該当する土地を所有する方は、住宅用地の特例に関連し、1月1日現在の土地の利用状況などを申告していただく必要がありますので「固定資産税の住宅用地等申告書」の提出をお願いします。

- 住宅を新築・増築した場合や住宅の全部又は一部を取り壊した場合
- 住宅の庭として使用していた土地を契約駐車場へ変更した場合
- 家屋の全部又は一部の用途を変更した場合（住宅から店舗に、店舗から住宅に変更した場合など）

### (3) 宅地の税負担の調整措置

平成8年度までの宅地の税負担は、大部分の土地が評価額の上昇割合に応じてなだらかに上昇する負担調整措置等が行われてきましたが、平成9年度の評価替えに伴い、課税の公平の観点から、地域や土地によりばらつきのある負担水準（今年度の評価額に対する前年度課税標準額の割合）を均衡化させることを重視した税負担の調整措置が講じられ、宅地について負担水準の高い土地は税負担を引き下げ又は据え置き、負担水準の低い土地はなだらかに税負担を上昇させることによって負担水準のばらつきの幅を狭めていく仕組みが導入されました。

令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や国民生活全般を取り巻く状況が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、負担調整措置等により税額が増加する土地について前年度の課税標準額に据置く特別な措置が講じられました。

また、令和4年度においては、景気回復に万全を期するため、激変緩和の観点から、商業地等の土地（住宅用地以外の宅地等）に限り、課税標準額の上昇幅を2.5%（現行：5%）とする特別な措置が講じられました。

#### ○負担水準

負担水準とは・・・個々の土地の前年度課税標準額が今年度評価額に対してどの程度まで達しているかを示すもので、次の算式によって求められます。

$$\text{負担水準} = \frac{\text{前年度課税標準額}}{\text{今年度の評価額} \times \text{住宅用地特例率} * (1/3 \text{ 又は } 1/6)}$$

- ※ 小規模住宅用地（200㎡までの部分）、一般住宅用地（200㎡を超える部分）については、今年度の評価額に住宅用地特例率（小規模住宅用地：1/6、一般住宅用地：1/3）を乗じます。

## ①非住宅用地（商業地等）の課税標準額の求め方

### 原則

今年度の課税標準額 = 今年度の評価額 × 70%

ただし、前年度の課税標準額が、今年度の評価額の70%を下回る場合は以下のとおり負担の調整を行います。

- ①前年度の課税標準額が、今年度の評価額の60%～70%の場合  
 ⇨ 前年度の課税標準額を据え置きます（税負担を据置き）。
- ②前年度の課税標準額が、今年度の評価額の60%未満の場合  
 ⇨ 評価額の60%に達するまで、評価額の5%相当額ずつ課税標準額を引き上げます。

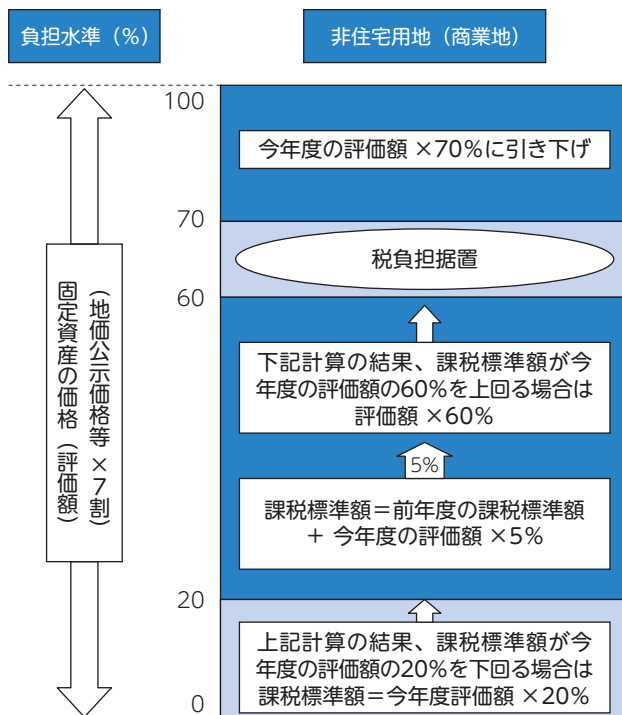
※ただし、上記により計算した課税標準額が

★今年度の評価額の60%を上回る場合には、評価額の60%となります。

今年度の課税標準額 = 今年度の評価額 × 60%

★今年度の評価額の20%を下回る場合には、評価額の20%となります。

今年度の課税標準額 = 今年度の評価額 × 20%



## ②住宅用地の場合の課税標準額の求め方

### 原則

今年度の課税標準額 =  $\frac{\text{今年度の評価額}}{6}$  (1/3)

ただし、前年度の課税標準額が、今年度の評価額の1/6 (1/3)を下回る場合は以下のとおり負担の調整を行います。

本来の課税標準額に達するまで、評価額の1/6 (1/3)の5%ずつ課税標準額を引き上げます。

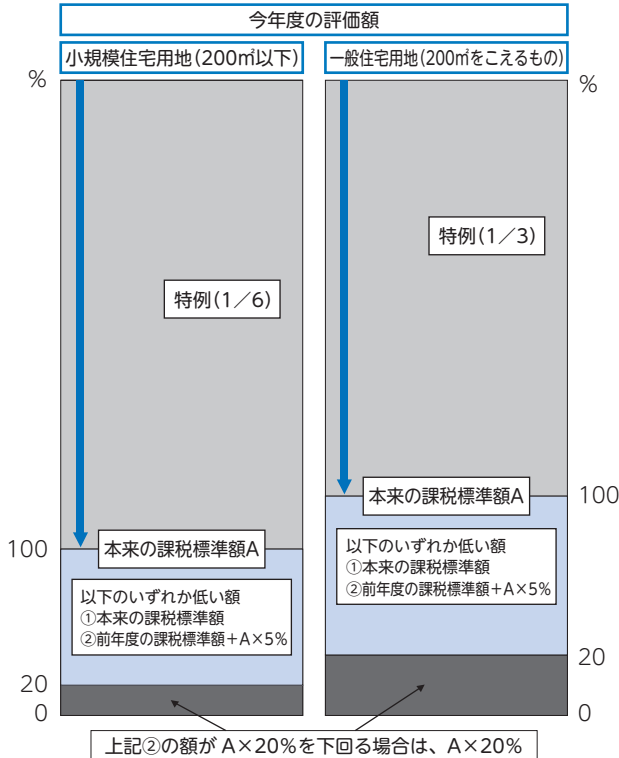
※ただし、上記により計算した課税標準額が

★今年度の評価額の1/6 (1/3)を上回る場合には、評価額の1/6 (1/3)を今年度の課税標準額とします。

今年度の課税標準額 =  $\frac{\text{今年度の評価額}}{6}$  (1/3)

★今年度の評価額の1/6 (1/3)の20%を下回る場合には、評価額の1/6 (1/3)の20%を今年度の課税標準額とします。

今年度の課税標準額 =  $\frac{\text{今年度の評価額}}{6}$  (1/3) × 20%



## ■家屋に対する課税

### (1) 評価のしくみ

固定資産評価基準は、評価における全国的な統一と市町村間の均衡を維持するため総務大臣が告示するもので、評価基準では、家屋の評価に当たり再建築価格を基準として評価するとしています。

#### ①新築家屋の評価

$$\text{評価額} = \text{再建築価格} \times \text{経年減点補正率}$$

再建築価格・・・評価の対象となった家屋と同一のものを、評価の時点においてその場所に新築するものとした場合に必要とされる建築費です。  
経年減点補正率・・・家屋の建築後の年数の経過によって生ずる損耗の状況による減価等をあらわしたものです。

#### ② 新築家屋以外の家屋（在来分家屋）の評価

評価額は、上記の新築家屋の評価と同様の算式により求めますが、再建築価格は、建築物価の変動分を考慮します。なお仮に、評価額が前年度の価額を超える場合でも、決定価額は引き上げられることなく、通常、前年度の価額に据え置かれます。（なお、増改築又は損耗等がある家屋については、これらを考慮して再評価されます。）

$$\text{在来分家屋の再建築価格} = \text{前基準年度の再建築価格} \times \text{建築物価の変動割合}$$

### (2) 新築住宅に対する減額措置

令和6年3月31日までに新築された住宅については、新築後一定期間の固定資産税額が2分の1に減額されます。

新築された住宅にかかる令和5年度の減額措置の適用関係は次のとおりです。

#### ①適用対象は、次の要件を満たす住宅です。

- ア 専用住宅や併用住宅であること。（なお、併用住宅については、居住部分の割合が2分の1以上のものに限られます。）
- イ 床面積が50㎡（貸家住宅は40㎡）以上280㎡以下であること。

※分譲マンションなど区分所有家屋の床面積については、「専有部分の床面積+持分で按分した共用部分の床面積」で判定します。

#### ②減額される範囲

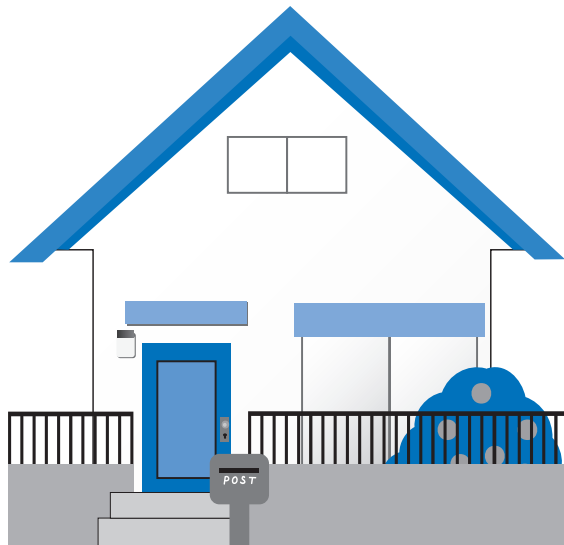
減額の対象となるのは、新築された住宅用の家屋のうち住居として用いられている部分（居住部分）だけであり、併用住宅における店舗部分、事務所部分などは、減額対象となりません。なお、住居として用いられている部分の床面積が120㎡までのものはその全部が減額対象に、120㎡を超えるものは120㎡分に相当する部分が減額対象になります。

### ③減額される期間

- ア 一般の住宅（イ以外の住宅）・・・新築後3年度分
- イ 3階建以上の中高層耐火住宅等・・・新築後5年度分
- ウ 認定長期優良住宅・・・・・・・・・・新築後5年度分
- エ 3階建以上の認定長期優良住宅・・・新築後7年度分

したがって、令和5年度課税分から、次の住宅は、期間の終了により2分の1の減額措置の適用がなくなります。

- 平成31年1月2日から令和2年1月1日までに新築された一般の住宅（ア）
- 平成29年1月2日から平成30年1月1日までに新築された中高層耐火住宅等（イ、ウ）
- 平成27年1月2日から平成28年1月1日までに新築された3階建以上の認定長期優良住宅（エ）



## Q & A 質問にお答えします

### ★固定資産の評価替えとは？

Q 固定資産の評価替えとは何ですか。

A 固定資産税は、固定資産の価格、すなわち「適正な時価」を課税標準として課税されるものです。したがって、本来であれば毎年度評価替えを行い、これによって得られる「適正な時価」をもとに課税を行うことが納税者間における税負担の公平に資することになりますが、膨大な量の土地、家屋について毎年度評価を見直すことは、実務的には事実上不可能であること等から、3年間評価額を据え置く制度、換言すれば、3年毎に評価額を見直す制度がとられているところです。

この意味から、評価替えは、この間における資産価格の変動に対応し、評価額を適正な均衡のとれた価格に見直す作業であるといえます。なお、宅地等土地の価格については、令和4年度、令和5年度において地価の下落がある地域については簡易な方法により、価格を修正できることとなっています。

### ★同じ宅地なのに税金が違うのは？

Q 私は、将来住宅を建てるために、昨年宅地を購入しました。今年から税金がかかるのは知っていましたが、隣にマイホーム（敷地は同じ200㎡の広さ）を建てて住んでいる知人と比較すると高いようです。これはまちがっていないでしょうか。

A 固定資産税は（課税標準額 × 税率1.4%）で求めます。原則として課税標準額は、固定資産の価格と一致しますが、住宅用地の場合は特例措置があります。この特例措置が受けられる住宅用地は、1月1日現在居住用家屋の敷地に利用されている土地です。その面積が200㎡までの部分の土地は小規模住宅用地といい課税標準額が価格の6分の1に軽減されます。

そのため、あき地であるあなたの土地は、知人の土地より税金が高くなるわけです。なお、住宅を建てられた場合は登記するとともに、資産税課に住宅用地の申告をしてください。

### ★固定資産税が急に高くなったのですが？

Q 私は、平成31年9月に住宅を新築しましたが、令和5年度から税額が急に高くなっています。なぜでしょうか。

A 新築の住宅に対しては、固定資産税の減額制度が設けられており、一定の要件を満たすときは、新たに固定資産税が課税されることになった年度から3年度分にかぎり、税額が2分の1に減額されます。したがって、あなたの場合は、令和2、3、4年度分について税額が2分の1に減額されていたわけです。

なお、3階建て以上の中高層耐火住宅については、一定の要件にあたるときは、新たに固定資産税が課税されることになった年度から5年度分にかぎり、税額が2分の1に減額されます。



## ★税負担の公平を図るための措置とは？

**Q** 地価が下落しているのに税額が上昇するのはどうしても納得がいきません。評価額が下がっても税額が上がるのはどうしてでしょうか。

**A** 地域や土地によって評価額に対する税負担に格差がある（例えば100万円の評価額の土地であっても、課税標準額が70万円のものや20万円のものがある）ことは、税負担の公平の観点から問題があることから、平成17年度までは、負担水準（評価額に対する前年度の課税標準額の割合）が高い土地は課税標準額を引き下げ又は据え置くことにより、税負担を引き下げ又は据え置き、負担水準が低い土地は課税標準額を引き上げることにより税負担をなだらかに引き上げるしくみで決定されておりました。

しかし、これまでの方法では税負担の公平を達成するのに長期間（長い場合で20年から30年）かかる見込みであることから、税負担の地域的なバラツキを早期に解消し、さらにわかりやすい簡素な制度とすることを目的として平成18年度から新たな負担調整措置が講じられています。

このように、現在は税負担の公平を図るために、そのバラツキを是正している過程にあることから、地価が下落しても負担水準の低い土地については負担調整措置により課税標準額が引き上げられ、税額が上がる場合もあります。

## ★固定資産の価格に疑問がある場合は？

**Q** 私は、縦覧帳簿を縦覧しましたが自分の土地の価格に疑問があります。どうすればよいでしょうか。

**A** まずは資産税課へ価格についてお問い合わせください。

それでもなお、固定資産課税台帳に登録されている価格について不服がある場合には、納税通知書の交付を受けた日の翌日から起算して3か月以内に固定資産評価審査委員会に対して、審査の申出をすることができます。

## ★年の途中で土地・家屋の売買があった場合は？

**Q** 私は、令和4年11月に自己所有の土地と家の売買契約を締結し、令和5年3月に買主への所有権移転登記を済ませました。

令和5年4月に納税通知書がきましたが、税金は買主に課税されるのでしょうか。

**A** 固定資産税は、賦課期日（毎年1月1日）現在登記簿に所有者として登録されている人に課税されます。

したがって、令和5年度分までの固定資産税は、あなたに課税されます。

## ★事業用資産は全部申告しなければならないの？

**Q** 当社は正しく確定申告を行っており、事業用資産も固定資産台帳に記入しております。ところで、那覇市への償却資産の申告を準備していますが、営業用の乗用車、未稼動資産、遊休資産および固定資産台帳に記録されていない、いわゆる簿外資産（税務会計上、減価償却を認められているもの）なども申告しなければなりませんか？

**A** 営業用の乗用車で自動車税や軽自動車税の対象となるものは申告する必要はありません。償却資産は現に事業に使用している資産であること、又は事業に使用する目的を持って所有し、事業の用に使用することができる状態であれば、固定資産税の対象となります。したがって、未稼動資産や遊休資産であっても申告しなければなりません。

なお、簿外資産についても税務会計上、減価償却できる資産であれば、申告しなければなりません。

## ★申告を忘れた償却資産はさかのぼって課税されるの？

**Q** 当社の固定資産台帳を調べてみると、一昨年購入した資産が償却資産として那覇市に申告されていないことがわかりました。今年の申告とあわせて申告したが、申告の遅れた期間の税金はどうなりますか？

**A** 申告漏れの資産については、地方税法（第368条）に基づき、不足した税金を計算し、過年度にさかのぼって課税します。

## ★内部改装費用も申告の対象になりますか？

**Q** 喫茶店を開業しました。レジスター、カラオケ装置、冷蔵庫、食器類、コーヒー器具、茶器、接客用の机・椅子など直接お客様のサービスに使用する器具や備品は償却資産として申告の対象となることは知っています。

ところで、店の雰囲気づくりのために要した内部改装費も申告しなければなりませんか？

**A** 事業を行うために、内部改装に要した費用は償却資産として扱われますので、ご申告ください。（償却資産申告書の中では「構築物」として取扱います）

### 3 軽自動車税（種別割）

軽自動車税（種別割）は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車および二輪の小型自動車（これらを「軽自動車等」といいます。）の所有者に対して課税されます。

毎年4月1日（これを「賦課期日」といいます。）現在、那覇市内に定置場がある軽自動車等の所有者に課税されます。なお、自動車税（種別割）と異なり、軽自動車税（種別割）には月割課税制度はありません。従って、4月2日以降に所有した場合は、その年度分の軽自動車税（種別割）はかかりませんが、4月2日以降に廃車や名義変更等をした場合は、4月1日現在の所有者がその年度分の税金を全額納めていただくことになります。

#### 1. 税 率（年額）

原動機付自転車、軽二輪、二輪の小型自動車、小型特殊自動車

車 種 区 分		税率（年額）
原動機付自転車	特定小型原動機付自転車（※）	2,000円
	50cc 以下	2,000円
	50cc 超 90cc 以下	2,000円
	90cc 超 125cc 以下	2,400円
	ミニカー	3,700円
軽二輪（125cc 超 250cc 以下）		3,600円
二輪の小型自動車（250cc 超）		6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用のもの	2,400円
	その他のもの	5,900円

※令和6年度課税分より適用

軽四輪車等（三輪以上の軽自動車）

車 種 区 分		平成27年3月31日までに 初度検査を受けた軽自動車		平成27年4月1日以降に初度検査 を受けた軽自動車（新車）				
		①旧税率 (右記②(経 年車)以外 のもの)	②重課税率 (初度検査か ら13年超 の経年車)	③新税率	④軽課税率（グリーン化特例） ※取得の翌年度分に限る			
					概ね75% 軽減（※1）	概ね50% 軽減（※2）	概ね25% 軽減（※3）	
三輪		3,100円	4,600円	3,900円	1,000円	2,000円	3,000円	
四輪以上	乗 用	自家用	7,200円	12,900円	10,800円	2,700円	軽課対象外	軽課対象外
		営業用	5,500円	8,200円	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円
	貨 物	自家用	4,000円	6,000円	5,000円	1,300円	軽課対象外	軽課対象外
		営業用	3,000円	4,500円	3,800円	1,000円	軽課対象外	軽課対象外

（※1）電気軽自動車・天然ガス自動車（平成21年度排出ガス10%低減達成または平成30年規制適合）

（※2）乗用（営業用）：令和2年度燃費基準達成車かつ令和12年度基準90%達成車

（※3）乗用（営業用）：令和2年度燃費基準達成車かつ令和12年度基準70%達成車

注意、電気軽自動車、天然ガス自動車を除く乗用(営業用)のガソリン車・ハイブリッド車・LPG車は、平成17年排出ガス基準75%低減達成車または平成30年排出ガス基準50%低減達成車に限りま。

【軽四輪車等（三輪以上の軽自動車）のグリーン化特例】

○経年車重課

グリーン化を進める観点から、上表②のとおり、初度検査を受けた月から起算して13年を経過した軽四輪車等について、概ね20%税率が上乘せされます。令和5年度は、初年度検査月が「平成22年3月」以前の車両が対象となります。

※電気、天然ガス、メタノール、混合メタノール、ハイブリッド及び被けん引車は対象外。

○グリーン化特例（軽課）

令和4年4月1日から令和5年3月31日までに初度検査を受けた軽四輪車等で、排出ガス性能および燃費性能の優れた車両について、令和5年度分に限り上表④のとおり税率が軽減されます。

## 2. 申告方法と申告先

軽自動車等の所有者となった場合又はその所有者が那覇市に転入した場合は15日以内、廃車や売却などをした場合は30日以内に、次の場所で申告してください。

車種	税申告場所	自動車検査証(車検証)等の変更等手続き場所
原動機付自転車 (125cc以下のバイク) 小型特殊自動車 ミニカー等	那覇市役所 市民税課 軽自動車税グループ 那覇市泉崎 1-1-1 電話 098-862-9903	
軽二輪(125ccを超え250cc以下のバイクを含む)及び二輪の小型自動車(250ccを超えるバイク)	(一社)全国軽自動車協会 連合会沖縄事務所 浦添市字港川 512-51 TEL: 098-877-8274	沖縄総合事務局陸運事務所 浦添市字港川 512-4 TEL: 050-5540-2091
軽自動車(660cc以下)		軽自動車検査協会沖縄事務所 浦添市字港川 512-12 TEL: 050-3816-3126

## 3. 申告に必要な書類(原動機付自転車・小型特殊自動車)

※届出人の身分証明書(運転免許証等)、所有者の連絡先(電話・メール)必須。  
※自賠責保険証明書は、保険期間切れでないもので、車台番号が一致しているもの。

内容	必要書類等
新車登録	販売証明書、自賠責保険証明書
中古登録	廃車(抹消)証明書(原本)、自賠責保険証明書
市内名義変更	標識交付証明書、自賠責保険証明書
廃車	ナンバープレート、標識交付証明書
盗難・紛失の場合の廃車	標識交付証明書 警察の盗難事件受理番号票(又は遺失届出受理番号票)

## 4. 軽自動車税(種別割)の減免

次の(1)~(4)のいずれかに該当し、減免を受ける場合は、下記5.の納期限までに減免申請書等の提出が必要です。

### (1) 身体障がい者等のために使用する軽自動車等に対する減免

身体に障がいのある方または知的障がい、精神障がいのある方のために使用する軽自動車等で、一定の要件に該当するもの。

### (2) 生活保護法の規定による保護を受ける方が所有する軽自動車等に対する減免

### (3) 公益のために専用する軽自動車等に対する減免

① 特定非営利活動法人で収益事業を行わないものが直接専用するもの。

② 医療法第31条に規定する公的医療機関が所有する救急用のもの。

### (4) 天災その他特別の事情により市長が特に必要と認める者が所有し、又は使用する軽自動車等に対する減免

## 5. 納期限

軽自動車税(種別割)の納期限は、5月31日となっています。納期限が土曜日、日曜日、祝日にあたる場合は、その次の平日が納期限になります。

### ○ 軽自動車税(環境性能割)について

令和元年10月より、自動車取得税(県税)が廃止となり、軽自動車税に環境性能割が創設されました。新車・中古車を問わず購入価格が50万円を超える三輪以上の車両に課税されます。賦課徴収は当分の間、都道府県が行います。なお、従来の軽自動車税は「軽自動車税(種別割)」に名称が変わりました。

## Q & A 質問にお答えします

### ★廃車したのに納税通知書が・・・？

**Q** 軽自動車等を廃車したのに、納税通知書が届きました。

**A** 廃車されたのはいつですか？軽自動車税（種別割）は毎年4月1日現在で所有している人にかかります。そのため、4月2日以降に廃車してもその年度の税金は納めていただくことになり、普通自動車の税とは異なり月割課税制度がありませんので、月割で還付することもできません。

もし、業者など代理の人に廃車を頼まれたのであれば、いつ届けを出したかご確認ください。

### ★二輪（125cc超え）を譲ったのに納税通知書が・・・？

**Q** 二輪車を譲渡したのに、納税通知書が届きました。税止めの手続きを教えてください。

**A** 125ccを超える二輪車（又は四輪・三輪車の軽自動車）の転出、譲渡、抹消等の手続きを行ったとき（他府県も含む。）陸運支局等の窓口に行かれた届出者は税止めのため旧所有者の市町村にも税申告書等の写しの提出を行う必要があります。

もし、業者や新所有者など代理の人に頼まれたのであれば、届けを出されたかご確認ください。まだの場合は届出者から税止めのため新ナンバーの車検証・軽自動車税（種別割）申告書（報告書）写し等を市に届け税止めを受けてください。

### ★人に譲ったのに納税通知書が・・・？

**Q** 軽自動車等を人に譲ったのですが、納税通知書が届きました。

**A** 名義変更の手続きはされましたか？手続きをされていれば、それはいつですか？

軽自動車税（種別割）は、毎年4月1日現在で所有している人にかかりますので、名義変更の届けが4月2日以降に出されていれば、旧所有者に対してかかります。

まだ手続きがお済みでなければ、早めに所定の場所（43ページ参照）で手続きを済ませてください。

### ★バイク（125cc以下）が盗難にあいました。手続きは・・・？

**Q** バイク（125cc以下）が盗難にあい、ナンバープレートもありません。どうしたらいいですか？

**A** まず、警察に盗難届を出してください。その後、必要な書類（43ページ参照）を持って市役所市民税課で廃車手続きをしてください。

そのままにしていると、いつまでもあなたに税金がかかることになります。

もし、バイク（125cc以下）が見つかりナンバープレートが付いていれば市民税課に返納してください。

※ 手続き等の詳細については、市民税課 軽自動車税グループ（電話 098-862-9903）までお問い合わせください。

## 4 市たばこ税

市たばこ税は、製造たばこの製造者（日本たばこ産業㈱）、特定販売業者（輸入業者）または卸売販売業者（これらを総称して「卸売販売業者等」といいます。）が、那覇市内の小売販売業者に売り渡したたばこに対してかかる税金です。

### 1. 市たばこ税を納める人（納税義務者）

納税義務者は卸売販売業者等ですが、たばこの小売価格には、すでに税金分が含まれていますので、実際に税金を負担しているのは、たばこを買った消費者になります。

### 2. 税額の算出方法と税率

税額の計算方法      税額 = 売り渡し本数 × 税率

税率      1,000本につき 6,552円（令和4年4月1日現在）

### 3. たばこ税の改正について

○たばこ税の税率は下表のとおりとなっています。

たばこ税区分 税率改正時期	税率（円／1,000本）			
	合計	市たばこ税	県たばこ税	国のたばこ税 <small>※たばこ特別税含む</small>
現行	15,244円	6,552円	1,070円	7,622円

○加熱式たばこの課税方法の変更

平成30年10月1日より、重量を紙巻きたばこに換算する方式から、「加熱式たばこ」の課税区分が新たに設けられ、「重量」と「価格」により換算する方式へ変更されました。  
※平成30年10月1日から令和4年10月1日まで5年間かけて段階的に移行されました。

### 4. 手持品課税

税率の引き上げにより、引き上げ時点において一定本数以上の販売用のたばこを所持するたばこの小売販売業者等に対して、たばこ税の「手持品課税」が実施されます。

## 5. 申告と納税の方法

卸売販売業者等が、毎月末日までに、前月の売り渡し本数や税額等を記載した申告書を提出し、その申告に係る税金を納めることになっています。

### たばこ1箱（20本入り490円）に含まれる税金

<内 訳>

市たばこ税	131.04円 (26.7%)
県たばこ税	21.40円 (4.4%)
国たばこ税（たばこ特別税を含む）	152.44円 (31.1%)
消費税	44.54円 (9.1%)
たばこの税負担合計	349.42円/箱 (71.3%)



## 5 入湯税

入湯税は、環境衛生施設の整備や観光の振興などに要する費用に充てるために設けられた目的税です。

鉱泉浴場の入湯客に対して、1人1日につき150円の税率で課税されます。これを鉱泉浴場の経営者が入湯客から徴収し、毎月15日までに前月分を申告して納めることになっています。那覇市内には3カ所の鉱泉浴場があります。



## 6 事業所税

事業所税は、人口や企業が過度に都市地域に集中したことによって発生した交通・公害・ごみ処理の問題などの解決を図り、都市環境の整備、都市機能の回復に必要な財政需要を賄うための目的税です。

都市の行政サービスと企業の事業活動との受益関係に着目し、都市地域に所在する事務所または事業所（以下「事業所等」という）に対して、事業所用家屋の床面積または従業者給与総額を課税標準として課税する仕組みになっています。

区 分	資 産 割		従業者割
課税対象	事業所等において法人または個人が行う事業		
納税義務者	事務所等において事業を行う法人または個人		
課税標準	那覇市内にある所有又は借受で行う事業所用家屋の合計床面積（㎡）		課税標準の算定期間中に支払われた従業者給与総額
課税標準の算定期間	法人	事業年度	
	個人	その年の1月1日から12月31日までの期間	
税率	1㎡につき600円		従業者給与総額の0.25/100
免税点の判定	那覇市内合計床面積1,000㎡以下		那覇市内合計従業者数100人以下
	○課税標準の算定期間の末日における現況で判定します。 ○資産割または従業者割のいずれか一方だけが免税点を超え、他方が免税点以下となった場合は、免税点を超えたものについて単独で申告が必要になります。		
申告方法	申告納付		
申告納付期限	法人	事業年度終了の日から2か月以内	
	個人	翌年の3月15日まで	

## 7 その他

地方税法上、市税（普通税）として、鉱産税、特別土地保有税についても定めがありますが、令和5年4月現在那覇市における課税はありません。